

令和8年度 地域支援事業【概要】

多様化する観光客のニーズに的確に対応するとともに、本県ならではの地域資源や強みを活かした観光スタイルの確立に向け、『地域コンテンツの更なる磨き上げ』『インバウンド等の観光需要の取り込み』『新たな観光需要の創出』などを目的に、会員が活用できる協賛事業を実施する。

対象

協議会会員(市町村・市町村観光協会・事業者)

事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

協賛内容

| | 1. 地域コンテンツブラッシュアップ応援事業 | 2. 新観光プロジェクト応援事業 |
|--------|--|--|
| 対象事業 | <p>以下の(1)または(2)の要件を満たす事業</p> <p>(1)地域が取り組む既存の観光事業のブラッシュアップや新たな取組みを行う事業 ・地域固有の資源を活用して実施する事業</p> <p>ほか</p> <p>(2)インバウンド等の観光需要を取り込むため工夫を行うもの</p> <p>・ユニバーサルツーリズム、多言語化、販路、食事メニュー等、外国人旅行者に対応した環境整備</p> <p>・人材不足解消に資する機械化、DX化の促進</p> <p>ほか</p> | <p>・左記の(1)または(2)の要件を満たす事業のうち、特に以下のテーマに沿った新たな取組みを行う事業</p> <p>①花絶景 ②常陸乃国ブランドをはじめとした食 ③伝統工芸 ④体験・アクティビティ ⑤スポーツツーリズム・アニメツーリズム ⑥自然資源活用 ⑦モビリティ(二次交通等) ⑧周遊観光 ⑨宿泊促進 ⑩その他新たな観光需要獲得につながるもの</p> <p>・年に複数回誘客を図ることのできる事業 (単発のイベント等については、他のイベント等と関連が持てるもの又は継続的に開催できるもの)</p> |
| | <p>※共通要件 ・協賛事業であることを広報物等に記載できる事業 (事前に協議会の確認を得ること)</p> <p>・実施場所となる全ての市町村に事業内容の確認を受けた事業 (申請書類の副本を各市町村観光主管課に提出)</p> | |
| 事業イメージ | <p>(1)地域が取り組む既存の観光事業のブラッシュアップや新たな取組みを行う事業</p> <p>・観光誘客に向けた新たなコンテンツの企画や商品開発、磨き上げの実施</p> <p>・旅行会社と地域とが共同で行う新たなツアーの造成</p> <p>・観光消費額の増加に繋がる有料コンテンツの造成</p> <p>・これまでに造成したコンテンツの改善や定着化に向けた取組み</p> <p>(2)インバウンド等の観光需要を取り込むための工夫を行うもの</p> <p>・バリアフリーの推進</p> <p>・HP等の多言語化</p> <p>・販路開拓(海外向けOTAへの掲載等)</p> <p>・ヴィーガンやベジタリアン等への対応(研修・メニュー開発)</p> <p>等</p> | <p>・花絶景などの地域資源を生かした新たなコンテンツの造成・実証</p> <p>・常陸乃国ブランド食材と体験を組み合わせたこれまでにないコンテンツの造成・実証</p> <p>・周辺地域と連携した周遊観光を促進するためのモデルルートの造成・実証</p> <p>・地域のプロスポーツクラブ等と連携した旅行商品の造成・実証</p> <p>・県や市町村が取り組むアニメコンテンツと連携した企画の開発</p> <p>等</p> |
| 対象事業費 | 30万円以上 | 100万円以上 |
| 協賛上限 | 30万円 | 100万円 ※審査の結果、特に観光誘客に資すると認められる事業においては上限の引き上げも検討 |
| 審査内容 | <p>下記項目の審査を行い、上位30事業程度を採択 (書類審査のみ)</p> <p>※なお、令和7年度以前に協賛を受けた事業と同一または類似の内容であると認められる場合には、初回申請の事業よりも評価が低くなる場合がある。</p> | <p>下記項目の審査を行い、10事業程度を採択 (一次審査:書類 二次審査:プレゼン発表)</p> |
| 審査項目 | 新規性・収益性・集客性・継続性・広域性・地域の事業者との連携・インバウンド等の受入環境等 | |
| 申請締切 | 令和8年6月19日(金)12:00 | |

応募先・お問い合わせ先

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局(茨城県営業戦略部観光戦略課内)

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3622 FAX:029-301-3629 MAIL:ibaraki-kyougikai@pref.ibaraki.lg.jp